

加入員の皆さんへ

H.U. グループ健康保険組合

健康保険証完全廃止に伴う対応について (お知らせ)

平素より、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 2 日より従来の健康保険証が利用できなくなります。今後は、原則「マイナ保険証（マイナンバーカードを保険証として利用登録したもの）」を利用して医療機関等を受診することになりますので、ご自身および健康保険の扶養家族について、マイナ保険証の利用登録状況を今一度ご確認ください。（別紙参照）

なお、「まだマイナ保険証をお持ちでない方」 および 「従来の健康保険証をお持ちの方」 への対応につきましては下記のとおりといたします。該当される方はご確認ください。

記

1. マイナ保険証をお持ちでない方へ【資格確認書】を交付いたします

令和 7 年 12 月 1 日より有効な「資格確認書」を交付いたします（健康保険組合の職権による交付のため、申請不要）。医療機関等を受診する際に窓口に提示することで保険診療を受けることができますので、ご利用ください。

【交付対象者】 *令和 7 年 9 月 30 日時点における下記の方

- ・マイナンバーカードを作成していない方
- ・マイナンバーカードを作成したが、保険証としての利用登録を行っていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

【有効期限】

令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日

【到着予定日】

令和 7 年 11 月下旬



(送付イメージ)

(注)

- ・今般お送りする資格確認書は、令和 7 年 12 月 1 日から利用可能です。それまでは、従来の健康保険証またはお手元の資格確認書をご利用ください。
- ・資格確認書の到着日は勤務先事業所によって異なります。各社から発信されるお知らせ等も併せてご確認ください。
- ・令和 7 年 10 月 1 日以降に資格確認書の交付が必要となった方については、隨時交付いたします（職権または申請により交付）。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方で、資格確認書がお手元に届かない場合は、健康保険組合までお問い合わせください。

2. 従来の健康保険証は【破棄または返却】してください

令和7年12月2日以降、健康保険証は利用できません。

お手元に健康保険証をお持ちの方は、ご自身の状況に応じて破棄または返却をしてください。

ア) 在籍中の方

令和7年12月1日時点で、
・H.U.グループ健康保険組合に加入している

令和7年12月2日以降に、
ご自身で破棄

イ) 退職および扶養から外れる方

令和7年12月1日までに
・退職する
・家族が健康保険の扶養から外れる

退職および扶養削除の手続の際に、
各社の社会保険担当（人事部など）まで返却
※返却方法は各社の手続案内等をご確認ください。

3. 不要な資格確認書は【破棄または返却】してください

「マイナ保険証の利用登録を行った」「退職する」などの事由により不要となった資格確認書は、ご自身の状況に応じて破棄または返却をしてください。

ア) 在籍中の方

・マイナ保険証の利用登録を行った
・マイナンバーカードの電子証明書の更新手続を行った
・資格確認書の有効期限が切れた（または、新しい資格確認書が交付された）

資格確認書の
有効期限経過後に、
ご自身で破棄

イ) 退職および扶養から外れる方

①令和7年12月1日までに
・退職する
・家族が健康保険の扶養から外れる
②資格確認書の有効期限内に
・退職する
・家族が健康保険の扶養から外れる

退職および扶養削除の手続の際に、
各社の社会保険担当（人事部など）まで返却
※返却方法は各社の手続案内等をご確認ください。

以上

《本件に関するお問い合わせ》

H.U.グループ健康保険組合 まで

TEL 050-2000-5065 (9:00~17:30 土日祝日除く)

メール hugp-kenpo@hugp.com

※お問い合わせいただく際には、被保険者等「記号-番号」と「氏名」をお知らせください。

【記号-番号の確認方法】→H.U.グループ健康保険組合ホームページ <https://www.hugp-kenpo.jp/>

TOP 画面の [「保険証の情報の確認方法」](#) をご参照ください。